



県との意見交換会

7月6日18時30分～ マリン法律事務所

消費者安全推進室から、斎藤室長と浅野さんにご出席いただき、意見交換会を行いました。

斎藤室長は、平成19年「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」（和田代表が委員長をされました。前野代表は委員）の策定に携われ、浅野さんはその後の基本計画の策定に奔走された方です。消費者行政充実ネットちばの発足時にもシンポジウムやタウンミーティング、出来上がった基本計画の勉強会などで大変お世話になりました。消費者行政充実ネットちばが発足10年を迎える年に、巡り巡ってお二人に消費者行政に再びたずさわって頂けることに深い感慨を覚えます。



基本計画とネットちば

基本計画の重点課題であった「誰もがどこでも安心して相談できる体制づくり」の環境整備はできた。自立して活動する消費者像を具現化してくれたのが消費者行政充実ネットちば。刺激を受けて市町村も動き出した。

消費生活相談窓口

県内全市町村に窓口はできた。しかし実質が伴わない窓口も多い。今後、国からの交付金等がなくなれば窓口の縮小も考えられる。一般財源化できない状況では行政も窓口の広報に踏み切れない。一方、消費生活相談員を配置できない状況もある。地方では人材不足が否めない。

行政職員の意識の向上のためにも、研修会等の在り方を見直すべき。行政職員と相談員とで研修内容を分ける必要があり対象別の案内が望ましい。

地域で行うことへの異論もあるが、地域で行うことでその市町村の消費生活相談の現場を見ることもでき、相互の刺激にもなる。意見交換の場が必要。



県民提案事業

これまでの県民提案事業は平成29年度を以て終了する。

新たな取り組みとして、市町村と消費者団体が連携して事業を行う。これまでの消費者団体への委託事業ではなく、事業を実施する市町村に対して県が費用をサポートする。市町村と消費者団体の関係は委託でも協同でもよい。県としては手を挙げた市町村に対して団体のマッチングも支援する。県としては団体と市町村の打ち合わせにも同席したい。

事業を行うとなると市町村は補正予算を組まなければならないがそれに間に合うように、公表と募集をお願いしたい。

消費者教育

成年年齢の引下げも決まり、学校に於ける消費者教育がさらに重要と考えられる。小、中、高、各ステージにおいて学ぶ機会を設ける必要がある。県として、しっかりと取り組んで欲しい。

消費者行政充実ネットちば出席者（敬称略）

拝師 石川 日野 井原 首藤 佐久間 小田川 前野 小島 佐藤 千葉大法科大学院生（お名前失念）

平成30年版 消費者白書

今年の消費者白書の特集は「子どもの事故防止に向けて」です。

消費者行政充実ネットちばのリコールキャンペーンの取り組みが紹介されました。PSアワード受賞についても触れられています。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/pdf/2018_whitepaper_0003.pdf